

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

2020年9月28日

全国労働組合総連合

議長 小畑 雅子

厚生労働行政に関わる重点要求について

貴職におかれましては、国民生活の保障及び向上と労働者の働く環境の整備及び雇用の確保にむけた施策の推進にむけてご奮闘頂いていることに敬意を表します。

新型コロナウイルスによる感染者拡大の収束が見通せず、冬に向け再度の感染拡大が懸念されます。政府はこれを機に、生活様式や働き方でジェンダー平等を中心におき、遠距離や混雑のない通勤、長時間労働を前提とせず8時間働けば普通にさせる社会をめざし、感染拡大が再び起こらないように万全の対策をすべきと考えます。

今回の緊急事態宣言とその後の状況から、国民のいのちと生活を守るため迅速な生活支援などが必要なことが明らかとなりました。しかし、これまでに政府が進めてきた行政の効率化・民営化などによって、対応の遅れや不十分さが指摘されています。とりわけ、役割発揮が求められる厚生労働行政の体制が不十分であることが明らかです。

私たちは、今回の事態を受け、社会のあり方を見つめ直し、感染症など未知のウイルスとのたたかいに強い社会を作り上げることが重要であるとの認識を強めました。また同時に、日常の生活や働き方に関わって、ジェンダー平等の観点が抜け落ちているなど数多くのことを見直すべきだと考えています。加えて、地震や風水害が絶えない国土に在住していることをふまえた対応も必要です。

ついては、厚生労働省設置法第3条に定める任務を果たすよう、以下の点について要請致します。

記

1. 新型コロナウイルスの感染拡大をうけての雇用関係の要求

- ① 労働時間規制を強化し、対応にあたる医療機関、公的機関職員を含め過労死・過労自殺が発生しない体制を確立させること
- ② 使用者が安全配慮義務を果たすことができるよう中小企業に対する支援を国が行うこと

- ③ 安易な解雇が生じないよう法による規制を行うとともに、雇用調整助成金を活用して雇用維持を図るなど企業の雇用責任を果たさせ、雇用流動化政策からの転換を図ること
- ④ 雇用調整助成金の支給方法を概算払いによる精算方式に改め、支給制限日数の上限や給付額の引き上げを行い、事後審査で給付の適正化を図ること
- ⑤ 労働者に対する休業補償は法律で8割以上とすることを定め、助成金の支給担当と連携して休業手当を支払わない使用者に対する指導を強化すること
- ⑥ 雇用保険の失業給付について、離職理由による差異をなくし、給付制限を廃止すること。また、支給日数を1年とし、上限額を1万5千円に引き上げること
- ⑦ 雇用保険に加入できないフリーランスや自営業者などが失業した場合の生活を支えるため、労災保険と同じく雇用保険に特別加入制度を設け、失業給付の対象範囲を拡大すること
- ⑧ 求職者支援制度の世帯収入要件などの緩和、支給額の月23万円への引き上げ、訓練受講期間を原則として6ヶ月以上に拡充すること

2. 政府が主体性を持ったとりくみをおこない、すべての働く人々の大幅賃上げ・底上げを実現すること。

- ① 最低賃金について、最低賃金法第一条「賃金の低廉な労働者の生活安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争確保、国民経済の健全な発展に寄与する」とする目的の達成が、すべての地域・労働者で享受されなければならない。現行の地域別最低賃金を改め、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金に法改正されたい。
- ② 5年以内を目途に最低賃金を「時間額1500円」に引上げられたい。そのため、中小零細企業に対する社会保険料・税等の減免、直接支援、公正取引の確立、有効需要の創設など中小企業支援策を直ちに具体化されたい。
- ③ 公契約法を早急に制定し、賃金の下限規制を実現することで、企業間・労働者間の公正な競争と公務・公共サービスの質を確保すること。公務における非正規雇用労働者の低賃金構造の転換と労働条件を改善するため、労働法制準拠を堅持し、時間給を大幅に引き上げ、不安定な雇用を解消すること。

3. 全世代型社会保障改革のもと、社会保障、雇用分野など一体で進められている改革を転換し、働くものの権利保障をすすめ、長時間過重労働と低賃金・不安定雇用・処遇格差をなくし、安定した良質な雇用を実現すること。

1) 年金に関する事項

- ① 「年金支給開始年齢の上限の75歳引き上げ」ではなく、「安心して暮らせる年金」にすること。そのために「マクロ経済スライド」を廃止して「減らない年金」に、「最低保障年金制度」を創設して「安心の年金」とすること、
- ② 原則としてすべての労働者に社会保険（健康保険と厚生年金）を適用するとともに、年収200万円以下の労働者については保険料の免除を行うとともに、200万円を超える労働者についても思い切った減免措置をとること。
- ③ 社保審年金部会でも「例外的な仕組み、厳しい制度」と指摘されている、働いたら年金支給額を減額する「在職老齢年金制度」は廃止すること。
- ④ 65歳年金支給開始を堅持するとともに、現業・重労働や変形・交代制労働などにおいては60歳からの減額なしの特別支給制度を創設すること。

2) 労働法制、雇用政策、雇用類似の働き方の既成に関して

- ① 「70歳までの就業機会の確保」ではなく、年金の支給水準の改善などを行い「65歳までに安心して退職できる条件」整備を行うこと。
- ② 高齢者も安全で安心して働くことができる雇用、賃金・労働条件の確保を行うこと。
- ③ 兼業・副業は推進しないこと。「8時間働いたら普通にさせる」職場と社会をめざすこと。
- ④ テレワークの拡大にあたっては、職場から離れて働く労働者の実態を十分に考慮し、労働時間管理など労働者保護の視点で導入を図ること。また裁量労働や労働時間管理の除外などの議論とは切り離し、慎重に検討すること。
- ⑤ フリーランスなど「雇用によらない働き方」に対する保護を抜本的に改善・強化すること。その際、「労働者を広くとらえて保護をする」という立場に立って、広く「労働者性」を認めて労働者保護法や労働保険・社会保険を適用し、労働基本権の行使も認めること。請負・委託契約の自営業者についても、大企業や元請け業者に対し弱い立場にある者については「労働者と類似した人」、「労働者と同等視出来る者」として、労働基本権を認め、労働者保護法や労働保険・社会保険の適用を検討すること。
- ⑥ 労働者の賃金、災害補償その他の請求権の消滅時効については、ただちに5年間とすること。
- ⑦ ブラック企業や大企業等への監督・指導を強化するとともに、被災者や失業者、生活困窮者に対する手厚い支援を実施するため、労働基準監督官をはじめ、厚生労働事務官・厚生労働技官などの人員を正規で大幅に増やすこと

3) 医療体制の拡充について

- ① 公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回すること。何時でも・何処でも・誰もが必要な医療が受けられるよう地域医療を拡充すること。

- ② 後期高齢者の利用者負担をこれ以上増やさないこと。外来時受診時定額負担も拡大しないこと。
- ③ 医師の「働き方改革」にあたっては、地域医療確保暫定特例水準や集中的技能向上水準（いずれも年1860時間）といった特例水準や診療従事勤務医に適用する水準（月100時間、年960時間）は認めず、一般則（原則月45時間、年間360時間、例外年720時間、2~6か月80時間以内、月100時間未満）の適用すること。
- ④ 医療・介護従事者の賃金・労働条件の改善にかかわる財源については、国が財政措置を講じること、医師・看護師。医療技術職・介護士などを増員し、夜勤改善などの労働条件の抜本的な改善を図ること。

4) 安心できる介護をめざして

- ① 補足給付の見直しを行わないこと。高額介護サービス費の負担上限額の引き上げを行わないこと。
- ② 「現役並み所得」「一定所得」の基準額の見直し、利用料3割、2割負担の対象拡大を行わないこと。ケアプランの有料化を行わないこと。要介護1・2の生活援助、デイサービスの地域支援事業への移行を行わないこと。老健施設等の多床室での居住費の徴収を実施しないこと。保険者機能強化推進交付金について、給付の抑制につながる見直しを行わず、調整交付金も流用しないこと。
- ③ 介護に関わるすべての職員を対象とする抜本的な処遇改善を実施すること。処遇改善の財源は、介護保険財源ではなく、消費税以外の国費で賄うこと。処遇改善による引き上げの水準については、少なくとも全産業労働者の平均賃金の水準とすること。以上のことを加算以外の方法で実現するために、基本報酬を大幅にアップするなど現在の報酬方式の抜本の見直しを行うこと。

4. ジェンダー平等を確立し、男女ともに仕事と生活を両立して働きつづけるための諸条件を拡充すること。

- ① 認可保育所の増設、公的保育の拡充で待機児童をただちに解消すること。保育所設置基準・保育士資格・配置の規制緩和は行わないこと。保育士の処遇改善を行うこと。給食費用も含めた保育の無償化を、国の責任で直ちに実施すること。放課後児童クラブにおける職員の資格要件、配置、施設の基準などにおける国の最低限の基準を堅持すること。
- ② 育児休業制度を拡充すること。休業期間の全期間において所得保障は3分の2以上とすること。原職復帰、選択制、代替要員の配置を保障すること。代替要員の配置にあたって、中小企業への助成措置を拡充すること。
- ③ 「介護離職ゼロ」に向け、利用しやすい介護休業制度に改善すること。介護サービスの

切り捨てを中止し、介護保険制度の見直しをすすめること。

5. 社会保障制度の連続的な改悪を中止し、憲法25条で保障された社会福祉・社会保障の実現をはかること。

- ① 生活保護基準引き下げをすべての国民の生存権を保障するという観点から総点検・見直しをおこなうこと。

6. 労働政策の三者構成による決定原則を堅持するとともに、各種審議会・委員会等に全労連の推薦する者を委員として任命するなど、全労連との新しい関係を構築すること。

7. ILO 基本条約を全面批准するなど、国際的な中核的労働基準を十全に遵守、尊重すること。公務員制度改革にあたっては、ILO 総会基準委員会での議論と勧告もふまえ、労働基本権を全面的に回復すること。

8. 現下の雇用情勢、COVID-19 の感染拡大等にかんがみ、国民のいのちと安全、くらしと尊厳を守るため厚生労働行政の予算・人員を大幅に増やすこと。

以上